
心理リハビリテーション
資格認定委員会規約

日本リハビリテーション心理学会資格認定委員会

日本リハビリテーション心理学会会則（抄）

第27条 心理リハビリテーションの「トレーナー」および「スーパーバイザー」資格認定のため資格認定委員会を置く。

第28条 資格認定に関する細則は別に定める。

心理リハビリテーション資格認定委員会規約

[目的]

第1条 この規約は、心理リハビリテーションに関する高い学術的水準の知識・技能の進歩と正当な社会的適用に資するために、日本リハビリテーション心理学会（以下、「学会」という）会則の第28条にのっとり、本規約を定め、資格の認定を行い、もってその任務が適正に遂行されることを目的とする。

[定義]

第2条 この規約において「スーパーバイザー」とは、動作法を基礎にした心理リハビリテーションにおける分野において専門的な資質を有する者として、次条に定める任務を遂行する者をいう。

② この規約において「トレーナー」とは、動作法を基礎とした心理リハビリテーションの分野において専門的な資質を有する者として、第4条に定める任務を遂行する者をいう。

第3条 スーパーバイザーは、心理リハビリテーションの普及・維持・向上における中核的な役割を果たすため、次の任務を遂行する。

- 1 心理リハビリテーションの実施
- 2 第9条に定める臨床研修の企画・指導・実施及び臨床研修の修了認定
- 3 スーパーバイザー及びトレーナーの養成・指導
- 4 スーパーバイザー候補者又はトレーナー候補者の推薦
- 5 心理リハビリテーションを通じたトレーニー及び保護者への支援と社会的貢献

第4条 トレーナーは、スーパーバイザーのスーパービジョンの下に、心理リハビリテーションの臨床的責任者としてその活動に当たり、援助を必要としているトレーニーの動作の評定・訓練計画の作成・訓練実施を担当する。

[認定要件]

第5条 スーパーバイザーの資格は、優れた臨床的資質に加えて、心理リハビリテーションに関する高度の専門的知識・技術及び研究能力を有する者のうち、次の各号の要件を満たす者に対して認定される。

- 1 大学又はそれに準ずる機関において、別表に掲げる各科目に関する基礎的知識を修得していること。
- 2 トレーナーの資格を認定された後、第9条に定める臨床研修を5回以上修了していること。ただし、臨床に関する研究発表の実績によって臨床研修の一部に代えることができる。
- 3 スーパーバイザー3名以上の合意により、スーパーバイザー候補者として推薦されること。

別 表

リハビリテーション心理学	障害児・者心理学	臨床動作学
臨床心理学	学習心理学	発達心理学
社会福祉論	自立活動	カウンセリング概論
		精神保健

第6条 トレーナーの資格は、心理リハビリテーション活動に必要な臨床的資質及び理論的基礎を有する者のうち、次の各号の要件を満たす者に対して認定される。

- 1 第9条に定める臨床研修を3回以上修了していること。
- 2 スーパーバイザーによって、トレーナー候補者として推薦されること。

[認定委員会]

第7条 前二条に定める資格の認定に関する業務は、学会会則第27条に定める資格認定委員会が行う。

- ② 学会会則第27条に定める資格認定委員会を「心理リハビリテーション資格認定委員会」（以下、「認定委員会」という）と称する。

第8条 認定委員会に関する規則は、別に定める。

[臨床研修]

第9条 資格認定に際して必要とする臨床研修は、認定キャンプ、認定課程及び地域認定とする。

- ② 認定キャンプ、認定課程又は地域認定とは、あらかじめ別記様式1、2又は3の申請書により認定委員会に対し申請を行い、認定委員会により認定されたものをいう。

[認定・登録]

第10条 スーパーバイザー又はトレーナーの資格の認定を受けようとする者は、別記様式4又は5の申請書に、別記様式6又は7の推薦書、別記様式8の臨床研修修了証明書の写し及び別に定める認定申請料を添えて、認定委員会に申請しなければならない。

② 前項の規定により認定を受け登録する者は、学会の会員（以下、「会員」という）でなければならない。

第11条 認定委員会は、前条の規定により申請した者のうち、スーパーバイザー又はトレーナーとして適格と認定され、かつ、登録手続きを行った者に対して、資格認定証を交付する。

第12条 前条の規定により登録を受けるには、別に定める登録料を認定委員会に支払わなければならない。

② スーパーバイザー又はトレーナーは、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を認定委員会に届け出なければならない。

第13条 スーパーバイザー登録簿及びトレーナー登録簿は、認定委員会に備える。

[認定更新]

第14条 スーパーバイザー又はトレーナーは、その専門的知識・技能等の資質向上のため、常に自己研修に努めなければならない。

第15条 前条の主旨に基づき、スーパーバイザーは、その資格を認定されてから5年を経過するまでに、速やかに認定更新の申請を行わなければならない。

② 第10条第2項の規定は、前項の申請を行う者に、これを準用する。

③ スーパーバイザーの資格の認定更新をされている者については、第1項中「認定されてから」とあるのを「認定更新されてから」と読み替えて、同項の規定を適用する。

④ トレーナーの資格の認定更新は3年ごとに行う学会員継続確認によって代替する。

第16条 認定更新の申請を行うスーパーバイザーは、別記様式9の申請書に、別に定める更新申請料を添えて、認定委員会に申請しなければならない。

② 認定委員会は、前項の更新を認定された者に対して、認定証を交付する。

[認定取消・登録消除]

第17条 認定委員会は、次条の規定に違反した者について、心理リハビリテーション倫理委員会の審査報告（以下、「審査報告」という）に基づきスーパーバイザー又はト

レーナーの資格認定を取り消すとともに、その登録を消除する。

② 前項に定めるほか、認定委員会は、審査報告に基づきスーパーバイザー又はトレーナーに対して、一定期間の登録停止又は嚴重注意を行うことができる。

③ スーパーバイザー及びトレーナー有資格者であり、かつ日本リハビリテーション心理学会の会員である者をスーパーバイザー及びトレーナーとして登録する。

[倫理]

第18条 スーパーバイザー又はトレーナーは、学会が定めた心理リハビリテーション倫理規程を守り、スーパーバイザー又はトレーナーの信用を傷つけるような行為をしてはならない。

[附則]

第19条 資格認定、臨床研修及び認定更新に関する細則は、認定委員会が定める。

第20条 この規約の変更は、認定委員会の議を経て、学会の理事会の承認を得なければならぬ。

第21条 この規約は、平成15年11月7日から施行する。

② 心理リハビリテーション資格認定委員会規約（平成8年11月16日施行）（以下、「旧規約」という）は、廃止する。

③ この規約施行の際、旧規約の規定によりスーパーバイザーの資格認定を受けている者は、第11条の規定によりスーパーバイザーの資格認定及びスーパーバイザー名簿に登録（以下、「スーパーバイザー登録」という）を受けたものとみなす。ただし、旧規約による認定の更新期限までに、第15条の規定により資格の認定更新の申請を行わない場合は、スーパーバイザー登録を消除する。

④ この規約施行の際、旧規約の規定によりトレーナーの資格認定を受けている者は、第11条の規定によりトレーナーの資格認定及びトレーナーの登録を受けたものとみなす。